

入札の質問に対する回答書

(公告日 令和 8 年 8 月 28 日)

令和 8 年 9 月 10 日

横浜市資源循環局 施設課

件名

資源循環局都筑工場で発電した余剰電力の売却

上記の入札に関し、質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

No.	質 問	回 答
1	契約保証金について、過去の契約履行実績等を踏まえ、契約保証金を免除することは可能でしょうか。現時点で対応が難しい場合には、今後の運用についてご検討いただけますでしょうか。	本市では、過去に売電料金の未納事案が発生しており、対応策として契約保証金を導入した経緯がございます。このため、契約保証金の免除については検討しておりません。詳細については、以下参照願います。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/su-mai-kurashi/gomi-recycle/sonota3/baiden.html
2	買受代金の納付について、納入通知書による金融機関窓口での納付ではなく銀行振込や Pay-easy 等のオンラインによる納付にてご対応いただくことは可能でしょうか。現時点で対応が難しい場合には、今後の運用についてご検討いただけますでしょうか。	設計図書仕様書別紙第 10 条の通り、「買受人は、買受代金を、売払人の定める納入通知書により、その定められた納付期限までに納めなければならない」ため、納付通知書以外での納付は不可です。
3	過去 1 年分の余剰電力売却量の実績 30 分値データを Excel にてご提供いただきたいのですが可能でしょうか。	過去 1 年分の売電実績値 (30 分値、R7.8.1～R8.7.31)を提出します。添付資料 1 をご参照ください。
4	入札書の提出方法ですが、立ち会いのみになるでしょうか。その他郵送等でも提出可能な場合、提出期方法と期限、郵送先をご教授お願い致します。	紙入札のため、立会いのみとなります。
5	現在の契約者（売却先事業者）及び売却単価（税抜き 円/kWh）をご教示いただけますでしょうか。	株式会社 FPS で 12.11 円です。
6	過去 1 年分の余剰電力売却量の実績 30 分値データを Excel にてご提供いただきたいのですが可能でしょうか。	質問 3 を参照願います。
7	直近 1 年における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	設計図書内「横浜市資源循環局都筑工場運転計画（予定）」を参照願います。
8	直近 1 年間ににおける何らかのトラブルによる計画	直近 1 年間にトラブル等による計画外停止

	外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。	は発生しておりません。
9	開札結果は参加者全員（落札者以外）の入札金額についても公表されますでしょうか。	ホームページに公表致します。
10	開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。	ホームページに公表致します。
11	発電側課金制度実施による発電者負担分は本件の契約金額とは別で発注者様にご負担いただくことでよろしいでしょうか。	発電側課金は 売払人(発電所側)の負担とし、買受代金と相殺とします。ただし、相殺できない時は、一般送配電事業者から売払人への直接請求とします。
12	上記の発電側課金について、発電側課金が受注者負担となる場合、kW 課金の対象となる系統連系受電課金対象電力をご教示いただけますでしょうか。	発電側課金は 売払人(発電所側)の負担となります。
13	非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	本案件は、非化石価値は分離するものとします。なお、非化石価値は全量売払人（発電所側）に帰属します。
14	非化石価値の認定種別（再エネ指定有無）と種別ごとの予定売却量をご教示いただけますでしょうか。またバイオマス比率算定は毎月行っているのでしょうか。	過去実績より約 6 割が再エネ指定あり、約 4 割が再エネ指定なしとなりますが質問 13 の通り、非化石価値は全量売払人（発電所側）に帰属します。またバイオマス比率算定は毎月行っております。
15	【入札書について】 入札書の封入、封印は必須でしょうか。割印や封印が必要な場合、代表者印もしくは委任者の印、どちらも必要になりますでしょうか。封入が必要な場合、封筒記載必須事項がございましたらご教示ください。	必要です。添付資料 2 をご参照ください。
16	【入札について】 代理人が入札書を持参する場合、委任状は必要でしょうか。	必要です。添付資料 3 をご参照ください。
17	【支払方法について】 納付書の場合、落札後サンプルを事前にいただくことは可能でしょうか。納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となりますでしょうか。現在銀行窓口での納付書支払の取り扱いが無くなってきておりますので、窓口納付以外でのお支払い方法での契約を希望します。	落札後に納付書のサンプルを提供することは可能です。設計図書内仕様書別紙第 10 条の通り、「買受人は、買受代金を、売払人の定める納入通知書により、その定められた納期限までに納め付しなければならない」ため、納付通知書払いのみとなります。なお、契約保証金については、横浜銀行のみとなり、買受代金については、他銀行も可能となりま

		す。
18	【発電側課金について】 売払人負担、買受代金と相殺という認識でよろしいでしょうか。	発電側課金は 売払人(発電所側)の負担とし、買受代金と相殺とします。ただし、相殺できない時は、一般送配電事業者から売払人への直接請求とします。